第二次富士市多文化共生推進プラン

~『心通い合う多文化共生のまち ふじ』の実現に向けて ~

(案)

富士市 市民部 多文化・男女共同参画課国際交流室

◆目次

第1章 第二次多文化共生推進プランの策定にあたって		1				
1 プラン策定の背景		1				
2 国・県の動き		1				
プランの位置づけ						
4 プランの期間						
5 プラン策定の体制		3				
第2章 富士市の多文化共生の現状と課題		4				
1 外国人市民の状況		4				
2 国際交流ラウンジ(FILS)等の現状・課題		8				
3 これまでの取組						
(2016(平成28)年~2020(令和2)年) と現状・課	題	10				
4 外国人市民懇話会の意見		12				
5 多文化共生に関する意識調査から見える課題		12				
6 課題の整理と改定の視点		16				
第3章 第二次多文化共生推進プランの考え方		18				
1 基本理念		18				
2 基本目標		18				
3 プランの体系		19				
第4章 施策の展開		20				
基本目標1		20				
基本目標2		23				
基本目標3		27				
数值目標		34				
第5章 推進体制の整備		35				
1 推進体制		35				
2 計画の進捗管理		35				
3 各主体の役割						

第1章

第二次多文化共生推進プランの策定にあたって

1 プラン策定の背景

本市では、1990(平成2)年の出入国管理法の改正により、就労制限のない定住者の資格を持ちブラジルやペルーから来日した南米日系人が増加しました。これに伴い多くの課題が顕在化してきたことから、外国人相談窓口や国際交流ラウンジ(FILS)などを設置し、外国人市民の支援を行ってきています。

2010 (平成 22) 年には、「国際化推進プラン (計画期間: 2011 (平成 23) 年度—2015 (平成 27) 年度)」を策定し、それまで各課で個別に実施していた外国人支援の取組を体系化し、総合的かつ計画的に多文化共生を推進する体制を構築しました。

2008(平成20)年のリーマンショックによる景気後退の影響もあり、2015(平成27)年4月まで、市内に在住する外国人の数は減少傾向にあったものの、より一層の多文化共生の推進に向け、「多文化共生推進プラン(計画期間:2016(平成28)年度—2020(令和2)年度)」を策定しました。

その後、国、県の様々な施策を受け、2016(平成 28)年以降、本市においては、定住者などの身分資格による外国人の在留の長期化が進むとともに、ベトナムやフィリピンからの技能実習生が増加しており、技能実習や特定技能などの短中期の在留資格による外国人労働者の増加が見込まれ、新たな対応が求められる状況となっています。

また、2020(令和2)年の新型コロナウイルス感染症の流行は、来日予定、帰国予定の技能実習生を含めた多くの外国人市民の往来を妨げるなど、外国人市民の生活はもちろん、日本の経済にも多大な影響を及ぼし、非常時における外国人支援や多文化共生のあり方が、課題として浮かび上がりました。

少子高齢化に歯止めがかからない中、労働人口の減少は、今後も続くことが予想されるため、経済活動を維持し、市民生活を安定させるためにも、外国人市民が日本人市民とともに、 生きがいを持ち、ともに支え合いながら暮らせる多文化共生のまちづくりが不可欠となっています。

また、2020(令和 2)年 7 月、本市がSDGs 未来都市に選定されており、本プランにおいても、SDGs の理念「誰ひとり取り残さない(No one will be left behind)」を念頭においた多文化共生推進の取組が必要です。

2 国・県の動き

技能実習制度の導入により発生した課題の解決に向け、2017(平成29)年11月、国は、対象職種に介護職種を加えた「外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を施行し、制度の改善を図りました。

その後、中小・小規模事業者における人手不足を背景に、2019(平成31)年4月、国は、在留資格「特定技能」の新設など、外国人材の受け入れを拡大する改正出入国管理法を施行し、外国人材の積極的な受け入れに大きく舵を切りました。

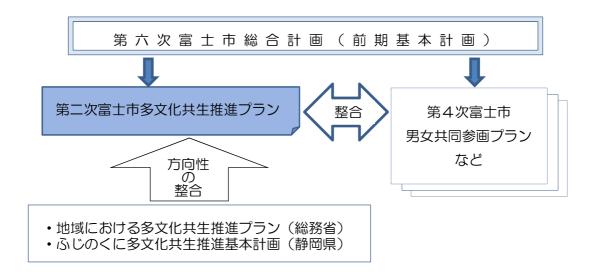
これに伴い、「出入国在留管理庁」の新設とともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を打ち出し、国の主導による外国人材受け入れの環境整備が始まりました。 さらに、2019(令和元)年7月には、国内で暮らす外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育の推進に関する法律」を施行しました。

これらを受け、静岡県においても、「災害時多言語支援センター」や「外国人相談総合窓口かめりあ」の整備、「地域日本語計画」の策定など、多文化共生の新たな取組を進めています。

3 プランの位置づけ

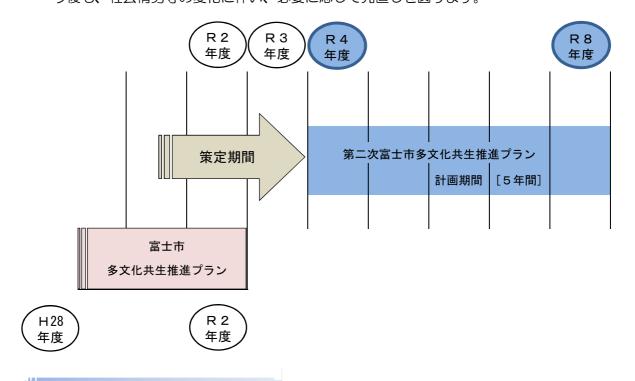
本プランは、市の最上位計画である「第六次富士市総合計画」の「基本目標1・政策分野4 市民活躍」を推進する個別計画として位置づけるもので、他の関連計画との整合も図りながら、多文化共生推進に関する基本的な方針を提示し、総合的かつ計画的に取組を推進するものです。

<富士市多文化共生推進プランの位置づけ>



4 プランの期間

前述の最上位計画である「第六次富士市総合計画」の計画策定の延期を受け、本プランの計画期間を、当初予定していた 2021 (令和3) 年度から 2025 (令和7) 年度までの5年間から、2022 (令和4) 年度から 2026 (令和8) 年度までの5年間に変更します。今後も、社会情勢等の変化に伴い、必要に応じて見直しを図ります。



5 プラン策定の体制

本プランの策定に当たっては、「外国人市民懇話会」及び「富士市多文化共生推進プラン策 定懇話会」を設置し、外国人市民や学識経験者、関係団体等からの意見聴取を行いつつ、市 の関係部署で構成する「富士市多文化共生推進庁内連絡会」において、課題の整理や計画内 容の検討を行いました。

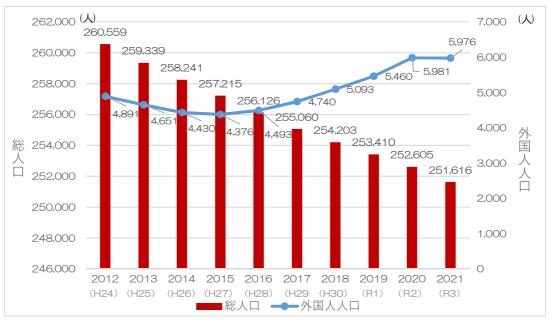
また、より多くの市民の意見を取り入れるため、日本人市民と外国人市民それぞれに対し、「多文化共生に関する市民意識調査(2019(令和元)年11月~2020(令和2)年1月)」を実施しました。

富士市の多文化共生の現状と課題

外国人市民の状況 1

(1)人口推移の状況

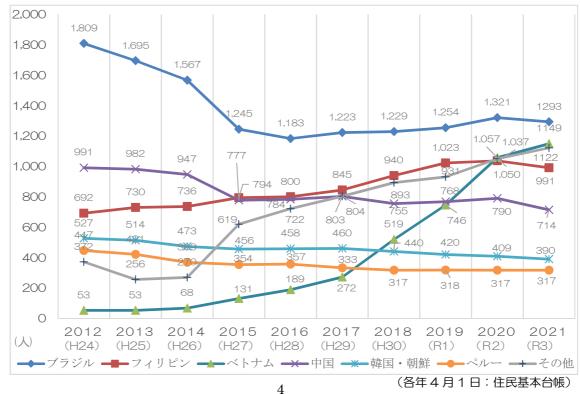
2008(平成20)年のリーマンショック以降、減少傾向にあった本市の外国人住民登録 者数は、その後一旦、増加に転じました。しかし、2020(令和2)年から世界全土で大流 行した新型コロナウイルス感染症が、市民生活に大きな影響を及ぼしたことで、今後の外国 人人口の推移は、予測が難しい状況となっています。



(2)国籍別の状況

(各年4月1日:住民基本台帳)

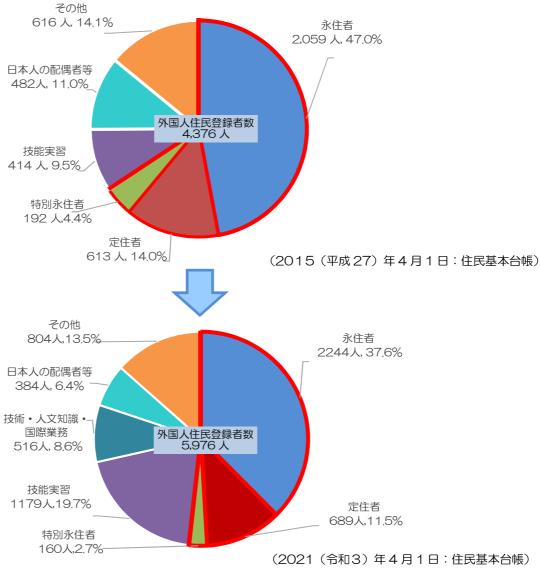
ブラジル、中国、韓国・朝鮮、ペルーがほぼ横ばいかやや減少している一方、ベトナムが 急増、フィリピンも増加しています。



(各年4月1日:住民基本台帳)

(3) 在留資格別の状況

2015(平成27)年と2021(令和3)年を比較すると、永住者や定住者の人数が2,864人から3,093人に増加しているにもかかわらず、その全体に占める割合は、65%から52%に下がっています。これは、技能実習や技能・人文知識・国際業務の在留資格を持つ人が増加したことによるものであると考えられます。



● 在留資格の内容 ●

〇永住者 10年以上継続して日本に在留している等の条件を満たし、法務大臣から永住の許可

(在留期間無期限) を受けた者

〇定住者 第三国定住難民・日系 3 世・中国残留邦人

〇特別永住者 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫(在日韓国・朝鮮人、在日台湾人)

O技能実習 技能実習生

〇技術 人文知識 国際業務 機械工学の技術者・通訳・私企業の語学教師・マーケティング業務従事者・デザイナー

〇日本人の配偶者等 日本人の配偶者・子・特別養子

※その他に分類した在留資格の内、割合の高いもの

2015 (H27) 年 家族滞在 (留学・企業内転勤等の資格による在留外国人が扶養する配偶者・子)、

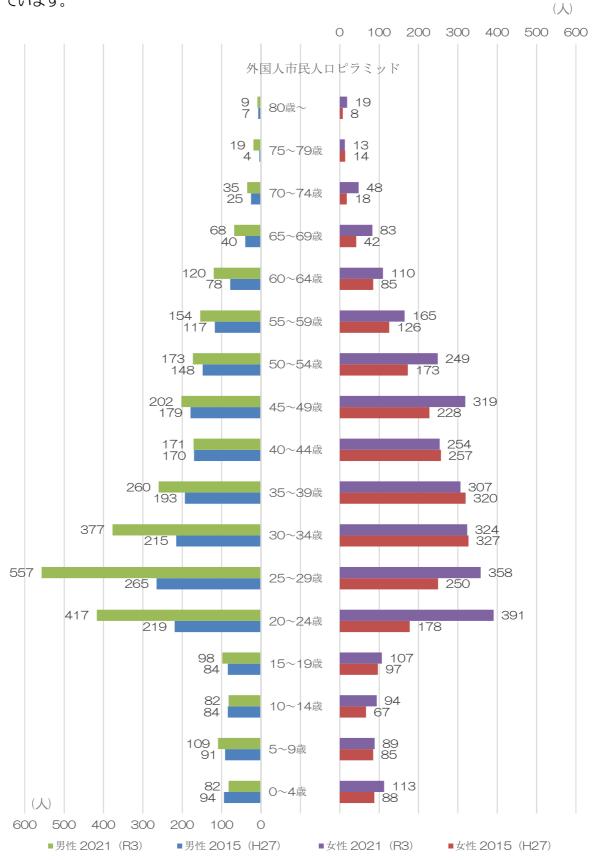
留学、永住者の配偶者・子、技術・人文知識・国際業務

2021(R3) 年 家族滞在、留学、永住者の配偶者・子、特定技能、企業内転勤、技能、

特定活動(ワーキング・ホリデー,経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等)

(4)年齢別の状況

人口ピラミッドは、技能実習生の増加により 20 代が特に多い特徴的な形となっていますが、全体的には、外国人市民の人口構成が、6年前に比べ高年齢化していることを示しています。

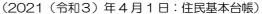


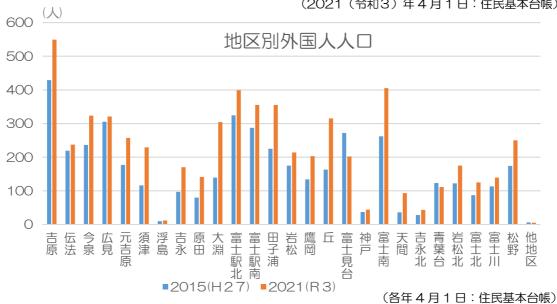
(各年4月1日:住民基本台帳)

(5)地区別の状況

外国人市民は市内全域に居住していますが、外国人比率は、「吉原地区」において 4%を超 えているほか、「松野地区」、「富士見台地区」、「元吉原地区」、「富士駅北地区」、「富士駅南地 区」が3%以上と高くなっており、2015(平成27)年と2021(令和3)年を比較する と、伸び幅に差はあるものの、24地区で外国人人口が増加しています。

地区名	総人口(人)	外国人市民(人)	比率
吉原地区	12,190	549	4.5%
伝法地区	12,086	237	2.0%
今泉地区	12,594	323	2.6%
広見地区	12,465	321	2.6%
元吉原地区	7,620	257	3.4%
須津地区	10,937	229	2.1%
浮島地区	1,550	12	0.8%
吉永地区	7,209	170	2.4%
原田地区	6,755	141	2.1%
大淵地区	12,642	304	2.4%
富士駅北地区	12,711	399	3.1%
富士駅南地区	11,964	355	3.0%
田子浦地区	14,606	355	2.4%
岩松地区	10,117	214	2.1%
鷹岡地区	12,597	203	1.6%
丘地区	13,840	315	2.3%
富士見台地区	5,935	202	3.4%
神戸地区	3,718	44	1.2%
富士南地区	17,445	405	2.3%
天間地区	6,534	93	1.4%
吉永北地区	2,818	43	1.5%
青葉台地区	9,212	111	1.2%
岩松北地区	10,035	175	1.7%
富士北地区	8,799	125	1.4%
富士川地区	8,348	139	1.7%
松野地区	6,809	250	3.7%
他地区	80	5	6.3%
合計	251,616	5,976	2.4%





2 国際交流ラウンジ (FILS) 等の現状・課題

(1) 国際交流ラウンジ(FILS)の現状・課題

国際交流ラウンジ(FILS)では、外国人市民向けに個別で日本語を教える日本語教室の他、 外国人市民及び外国人市民とかかわりのある日本人市民からの通訳・翻訳の依頼への対応、 各種相談などを行っています。

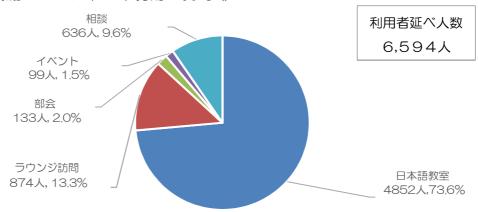
その他、富士市交流プラザや地区まちづくりセンター等を会場として、外国人市民向けの 日本語講座、日本人市民向けの日本語ボランティア講座などを実施しており、数多くの市民 が参加しています。

また、2019 (令和元) 年度に国際交流ラウンジ(FILS) を訪れた人たちの目的を見ると、 日本語教室に関することが7割以上を占めており、日本語を学ぼうとする外国人市民が非常 に多くなっていることがわかります。

なお、外国人市民が集住する自治体の多くで、外国人市民を対象とした相談窓口が設置されていますが、本市の国際交流ラウンジ(FILS)は、外国人市民の生活相談等への対応に加え、外国人市民と日本人市民の交流の場としての機能も兼ね備えており、本市の多文化共生施策の特徴の一つとなっています。

しかしながら、市民意識調査によると、その認知度は、日本人市民 21.0%、外国人市民 43.4%と決して高いとはいえないのが現状であり、この施設の認知度をいかに上昇させ、そ の機能をどのように活用していくかが、本市の多文化共生推進のカギになると考えられます。

《 国際交流ラウンジ (FILS) 利用の目的 》



《 国際交流ラウンジ (FILS) 相談の内容 》

(相談件数 636 件)

内 容	件 数	割合	内 容	件 数	割合
学習希望	162件	25.5%	医療関係	16件	2.5%
子どもの教育	123件	19.3%	ボランティア登録	13件	2.0%
雇用関係	41 件	6.5%	防災・災害	5件	0.8%
出産・子育て	41 件	6.5%	在留手続き	4件	0.6%
住宅	19件	3.0%	身分関係	2件	0.3%
福祉関係	17件	2.7%	その他	193件	30.3%

⁽²⁰¹⁹⁽令和元)年度 国際交流ラウンジ(FILS)統計)

※相談件数及び利用者延べ人数については、相談内容が二つ以上の項目に渡る場合、項目ごとに 1件として計上。来場者の実人数は6,533人。

(2) 外国人相談窓口の現状・課題

市役所の外国人相談窓口では、ポルトガル語とスペイン語で対応する外国人相談員(通訳)を配置し、手続きのため、市役所を訪れるポルトガル語圏、スペイン語圏の外国人市民の支援を行っています。

対応する相談の件数は、年間で約8千件を数え、外国人相談員(通訳)が、税金関係や住民登録などの手続きのため訪れた外国人市民に同行し、担当課窓口で通訳を行うほか、手元に届いた各種通知の内容説明等を行っています。

南米系日系人の急激な増加を背景に設置されたこの窓口ですが、ポルトガル語・スペイン語以外の言語への対応をどのようにしていくかが課題となります。

《 外国人相談窓口相談の内容 》

(相談件数 7,858 件)

内 容	件 数	割合	内 容	件数	割合
税金関係	1,580 件	20.11%	電気・ガス・電話	108件	1.37%
住民登録	874件	11.12%	印鑑登録	96件	1.22%
子育て支援	750件	9.54%	介護保険	82件	1.04%
年金	552件	7.02%	婚姻・離婚	76件	0.97%
健康保険	513件	6.53%	ゴミの処理・出し方等	61 件	0.78%
福祉	501 件	6.38%	水道•下水道	59件	0.75%
就学	415件	5.28%	日本語講座	44 件	0.56%
予防接種・健診母子手帳等	365件	4.64%	通訳・翻訳	34 件	0.43%
市営・県営住宅等	360件	4.58%	公共施設の利用	33件	0.42%
ビザ・パスポート・帰化申請	336 件	4.28%	出生届	30件	0.38%
労働・就労問題	255件	3.25%	他機関紹介	22件	0.28%
自動車関係	146件	1.86%	町内会	18件	0.23%
戸籍	113件	1.44%	その他	435件	5.54%

(2019(令和元)年度市民安全課統計)

3 これまでの取組 (2016 (平成28)年~2020 (令和2)年)と現状・課題

本プランの策定に当たり、前プラン (計画期間:2016(平成28)年~2020(令和2)年) の主な取組の状況から、現状と課題について整理しました。

基本目標1 ともに学び理解し合う地域づくり

(1)相互理解の推進

≪主な取組≫

相互理解を進めるため、国際交流ラウンジ(FILS)運営協議会及び各部会(広報、支援育成、文化交流)を中心に、市民ボランティアと協力して、各種事業を行いました。

(2) コミュニケーションの支援

≪主な取組≫

「やさしい日本語」の講座を開催するなど日本人市民への「やさしい日本語」の普及に 努める一方、外国人市民に対しては「大人のためのひらがなクラス」や「親子で学べる日 本語のひろば」などを新たに開催し、日本語学習機会の充実を図りました。

(3) 友好・姉妹都市等との交流の推進

≪主な取組≫

「市民協働事業提案制度」を活用し、姉妹都市・オーシャンサイド市(米国)との交流の充実を図りました。また、友好都市・嘉興市(中国)とは、30周年記念事業をはじめとする相互訪問等により、定期的な交流を実施しました。

現状・課題

2019(令和元)年度実施の「多文化共生についての日本人市民意識調査」によると、プランの進捗状況の目安としている「多文化共生」を言葉の意味も含めて知っている人の割合、外国籍の知人や友人がいる人の割合はいずれも増加しており、徐々にではありますが、多文化共生が市民の間に浸透していることがうかがわれます。しかし、プランの目標値には達していないのが現状で、相互理解の推進に向け、さらなる働きかけが重要です。

また、国際交流ラウンジ(FILS)、外国人市民向けラジオ番組「Happiness」、市ウェブサイト「外国語のページ」など、外国人市民を対象に設けている施設や取組については、認知度や利用度が下がっています。急増している技能実習生など、新たに転入してきた外国人市民に情報が行き届いていない可能性があり、効果的な情報提供の実現が課題となります。

基本目標2 外国人市民も安心して暮らせる環境づくり

(1)防災対策の推進

≪主な取組≫

ふじ Bousai における「やさしい日本語」に関するクイズ等を通じての防災意識の普及、

「やさしい日本語」や多言語の防災冊子の配布、ベトナム語の防災リーフレットの作成、 外国人市民を対象とした防災講座、災害時通訳ボランティアの研修を行い、防災対策の推 進を図りました。

(2)生活相談と情報提供の充実

≪主な取組≫

生活相談に関しては、市役所における外国人相談窓口(ポルトガル語・スペイン語)を 継続するとともに、国際交流ラウンジ(FILS)の生活相談にベトナム語を加え、6ヶ国語で の対応に広げることで相談窓口の充実を図りました。

また、窓口対応への翻訳機の導入、「やさしい日本語」・ベトナム語・インドネシア語の ごみ分別カレンダーの追加作成、市税滞納者に対する催告書の多言語化など、多言語での 情報提供の充実に取り組みました。

(3)児童・生徒への教育支援

≪主な取組≫

外国人児童・生徒適応指導教室の吉原小学校での継続及び富士見台小学校への新設、就 学前のこどものためのひらがなクラスや保護者懇談会、高校進学ガイダンス、夏休みの学 習サポート教室、外国人学校への支援等を実施しました。

(4)健康・福祉サービスの充実

≪主な取組≫

特定健康診査質問票の多言語版にベトナム語版を追加し、特定健診実施機関に配布するとともに、通訳同席による母子健康手帳の交付、多言語版の予防接種予診票の配布、通知などへのフリガナやローマ字の記載など、外国人家庭に配慮をした対応に努めました。

(5)医療と救急の対応

≪主な取組≫

市立中央病院におけるタブレットPCを用いた 24 時間対応の多言語サービスの導入、ポルトガル語版の入院案内の改訂、また、119番通報への3者通話システムを利用した通訳の導入等を行い、医療や救急時における多言語での対応に取り組みました。

現状・課題

自動翻訳技術の飛躍的な向上、タブレットPCを使ったテレビ電話機能の普及、新たな 災害情報提供アプリの開発等が見られ、行政窓口や救急現場、一部の医療機関等で、多言 語による対応が実現されています。今後、より多くの場面で、これらのICT 技術の活用に よる多言語対応が可能となるよう、システムや機器の活用の促進が課題となります。

日本人市民の間での「やさしい日本語」の認知度は上昇しています。これにより情報提供の手段としてだけでなく、地域でのコミュニケーションの手段として活用できるよう、日本人市民、外国人市民双方への普及が課題となります。

地域防災訓練への参加者は、徐々に増加し目標値に近づいていますが、人口に対する割合としては、まだまだ低いことから、地域防災訓練を含めた地域活動への参加の促進が課

題となります。

技能実習生等の比較的在留期間の短い外国人市民も含めた多くの外国人市民に、富士市に住み続けたいと思ってもらえる環境づくりを行う視点も大切になってきています。

4 外国人市民懇話会の意見

本プランの策定にあたり、外国人市民から直接意見を聴くために、2019(令和元)年度 に開催した外国人市民懇話会において、次のような意見が出ました。

(1)情報の入手に関すること

- ・広報ふじだけでなく様々なメディアを使用して周知を行うほうがよい。
- ・市内見学に参加して国際交流ラウンジ(FILS)の存在を知った。来たばかりの外国人市民にとって、シティプロモーション課が行っている市内見学はとても良いと思う。
- 市の行事の主催が散在しており、まとめてもらえるとありがたい。
- 市の説明(制度)が難しくてなかなか理解が難しい。
- ・市内の病院においての症状の説明や提出書類の説明等が難しく日本語ができないと、とて も困る。

(2) 地域との関わりに関すること

- 国際交流ラウンジ(FILS)ばかりでなく、まちづくりセンターや学校などを利用し、日本語の勉強が出来るようにしたり、外国人市民も自分が住む地域のまちづくりセンターで地域の交流を企画したらいいのではないか。
- ・外国人市民も自ら地区の文化祭でブースの出店などを行い、地域の人達とコミュニケーションを図っていったらいいのではないか。
- 外国人の親子はこの地に住んでいく人たちなので、コミュニティに入っていくことは大事なことである。

(3)人材の育成に関すること

- ・国籍を超えた交流が図れるよう、それぞれの国籍のリーダー的な人が互いに声をかけあい、 まとめていったらいいのではと考えられる。
- ・災害等が起きた時に連絡を取ることができる人や市役所のことを伝えることができる人の 人材育成が必要である。
- 外国人市民も信用してもらえるように自ら行動していく必要がある。
- 外国人市民も自ら調べに行ったり聞きに行ったりしていくべきである。

5 多文化共生に関する意識調査から見える課題

多文化共生に関する意識調査は、日本人市民、外国人市民からそれぞれ 2,000 人ずつを抽出し、日本人市民に対しては、多文化共生、国際化に関しての質問、外国人市民に対しては、日本語能力についての質問の他、地域コミュニティとの関わり、仕事など、生活全般についての質問を設定し、実施しました。

ここでは、調査結果の概要と調査結果から見える課題の主なものを取り上げ、プラン改定 にあたっての課題の確認のための資料として提示しています。

《 A 》 日本人市民意識調査

(調査期間: 2019 (令和元) 年 11 月 ~2020 (令和 2) 年 1 月)

- 〇 調査結果の概要
- ◎ 調査結果の分析から見える課題

(1) 多文化共生について

- ◎外国籍または外国にルーツを持つ友人や知人がいる人も増加しており、多文化共生という 言葉の認知度が高まりつつある市の現状を踏まえ、多文化共生社会の必要性や重要性をさ らに周知していく必要がある。
- ◎外国人が増えることについての理解や、親しみやすさが高まりつつある中で、多文化共生 社会に向けて、外国人市民、日本人市民双方に対し、交流する機会の創出等の行政からの アプローチが必要である。
- ◎ボランティア活動への興味がある人ほど外国人に対する理解を示していることから、外国人と関わる機会を確保して、理解を深めていくことが必要である。

(2) 友好・姉妹都市交流、国際交流について

- ◎友好・姉妹都市の認知度や訪問意向が低下する傾向にあるため、友好・姉妹都市提携の意義、提携先の紹介、交流事業の実態などを市民にさらに周知していく必要がある。
- ◎異なる文化に触れることができる国際交流フェアへの市民参加を促進し、交流事業への理解を深めていくことが必要である。
- ◎多文化共生への関心は高まりつつあるものの、市の事業としての興味・関心については低くなっているという調査結果を踏まえ、友好・姉妹都市との交流事業のあり方について検討していく必要がある。

(3) 多文化共生・国際化に共通する事項について

- ◎多文化共生・国際交流事業に関する情報は、若い世代の市民にも行き届くような広報活動を行い、幅広い世代の市民に周知していく必要がある。
- ◎文化や価値観の違いを理解し、お互いを尊重できる人づくりを進めていく必要がある。
- ◎外国人観光客を受け入れる機運も高まりつつあるため、国際化の進展を観光振興にも結びつけていく必要がある。

《 B 》 外国人市民意識調査

(調査期間: 2019 (令和元) 年 11 月 ~2020 (令和 2) 年 1 月)

- 〇 調査結果の概要
- ◎ 調査結果の分析から見える課題

(1)居住年数

- 〇富士市での生活年数は「1~4年」が約3割の一方、『10年以上』が約5割となっており、未定を含めて『住み続けたい』という意向がある人は7割以上となっている。
- ◎富士市での定住年数や居住予定の結果を鑑みて、外国人市民を今後とも定住する生活者と して捉えていく必要がある。

(2)日本語能力について

- 〇日常会話は約8割の人が日本語を使っているが、「読む」は約6割、「書く」は約7割近く の人に支障がある。
- 〇日本語を学ぶことに関しては、約8割の人が『学びたい』としている。そのうち、「学びたいが、学べない」という人が2割以上いる。
- 〇学びたいが、学べない人では「仕事や子育てなどで、時間がないから」が63.1%、「日本語教室の時間が合わないから」が21.6%となっている。
- ◎国籍ごとに能力についての差が大きい傾向にあることも考慮して、日本語学習を希望する 外国人市民が受講できるよう、また学びやすい環境を得られるよう、日本語教室の定員枠 の拡大や講座の拡充など学習支援の充実を図る必要がある。

(3)生活全般について

- 〇生活情報の入手方法は「インターネット(携帯電話)」が 2009(平成 21)年、2015 (平成 27)年の調査から飛躍的に上昇しており、最もよく利用するサービスは「facebook」が69.7%、「LINE」が55.6%となっている。
- ○富士コミュニティFM放送(Radio-f)による多言語放送、富士市ホームページの多言語版、富士市国際交流ラウンジ(FILS)の facebook のいずれも知らない人が、8割程度もいる状況である。
- 〇日本語が不自由なために困ったことは「病院で」や「役所の手続きで」が3割近くある。
- ◎生活情報は、「日本人以外の知り合い」からの入手も約3割であることから、日本人市民・ 外国人市民ともキーパーソンとなる人材の育成が必要である。
- ◎「インターネット」などは、情報入手の手段としては多くの人が使っており、特に携帯電話の利用が高まっている。情報発信の工夫をして、生活情報提供手段として今後も積極的に活用する必要がある。
- ◎病院や役所での通訳の支援を充実させる必要がある。

(4)住宅について

◎家主・外国人市民双方への情報提供などによる相互理解の醸成が引き続いて必要である。

(5)地域コミュニティとの関わりについて

- ○53.0%の人はまわりの日本人について「親しみやすい」としているが、一方で5割近くの人が日本人に「差別されている」と感じており、差別を感じるときは「職場で」が59.8%で一番多くなっている。
- 〇周囲の日本人との生活上のトラブルの有無は「ない」が94.7%と大多数を占めている。
- 〇自治会や町内会の行事に不参加の理由は「行事の情報がなかったため(チラシや回覧板等が日本語のみで読めないため)」が47.9%となっている。
- ○地域の日本人と付き合いが「ない」人は 7.2%と少なく、「交流したくない」人もわずか 6.4%となっている。
- ◎自治会や町内会の情報伝達の方法などについて周知や工夫が必要である。
- ◎日本人と交流する機会を多く設け、コミュニケーションの活発化を図る必要がある。

(6)医療・保健について

- ○医療機関で困ることは「言葉の問題で意思疎通が図りにくい」が 27.0%、「症状に合う病院がどこにあるのかわからない」が 21.1%、「待ち時間が長い」が 20.6%、「案内板・書類・薬の表示が日本語でわからない」が 20.4%など。
- ◎困っていない人が一定数いるものの、書類や薬などの表示の多言語併記や言葉の問題での 意思の疎通など、医療に関する専門的な知識を要するコミュニケーション方法の構築が引 き続き必要である。

(7)子育て・教育について

- ◎子育てについては、「母国語の通じる小児科」、「子どもの預け先」、「交流機会」などの情報の提供が必要不可欠である。
- ◎教育については、「卒業後の進学・就職が心配」、「学費が高い」、「子どもの母国語・母国の 文化が教えられない」などがあげられており、問題が多岐にわたっている。

(8) 仕事について

◎言葉や文化、習慣の違いや日本語の難しさにより、外国人と日本人がコミュニケーションを図ることができないだけでなく、待遇面での不安を抱えた形で就業している状況にあるため、今後も、企業や関係機関との協力、連携により安心して就業できるような環境づくりを進める必要がある。

(9) 防災について

- 〇災害発生時の対応は「避難場所に行く」が60.0%、災害に備えて準備していることは「避難場所を確認している」が55.1%、「非常食や水を備蓄している」が48.9%、5割から6割は備えを意識している。
- ◎避難場所や防災に関する情報提供に加えて、防災訓練に参加してもらう工夫が必要である。
- ◎災害発生時における多言語による情報提供とコミュニケーションの支援体制の整備が必要である。

(10) 行政サービスについて

- ○富士市交流プラザ内にある国際交流ラウンジ(FILS)は 54.7%が「知らない」とし、「利用経験」のある人は 25.1%である。
- ○今後、充実してほしい行政サービスは「多言語による生活関連情報提供や生活相談」が40.6%、「案内板などの多言語表示」が35.5%、「外国人の境遇や権利についての理解・認識の啓発」が31.3%、「印刷物へのルビ(ふりがな)の表記」が30.4%などとなっている。
- ◎相談窓口の積極的な周知・充実に努める必要がある。
- ◎行政サービスとして、多言語による情報提供などは、外国人が日本で暮らしていくための 基本的な事項であり、暮らしの便利帳などの生活情報が必要である。

6 課題の整理と改定の視点

本章の「1 外国人市民の状況」から「5 多文化共生に関する意識調査から見える課題」をもとに、課題を精査し、現在の富士市の多文化共生の推進状況について分析した結果、見つかった課題及び「多文化共生推進プラン」の改定の視点を整理しました。

《 課題の整理 》

●外国人市民の地域活動について

- ・市内全域で外国人市民が増加しているにもかかわらず、地区内での相互理解が十分に進んでいない状況があります。
- ・ 外国人市民の地域活動への参加が進まない原因として、地域の情報が外国人市民に確実 に伝わっていないことがあげられます。
 - ⇒ このことから、外国人市民に確実に伝わる情報伝達手段の確立と、地区内での相互 理解を進める働きかけが課題となります。

●日本語学習について

- ・日本語は、日常生活、職場など、全ての場面において、必要不可欠なコミュニケーション手段であり、多くの外国人市民が日本語を使って会話しています。その一方で、「読むこと」「書くこと」には、支障がある人も数多く存在します。
- 外国人市民の多くが日本語の学習を希望していますが、仕事や子育てで時間的な余裕がないなど、「学びたいが学べない人」が一定数います。
 - ⇒ このことから、より多くのニーズに応えられる学習機会の提供を含めた日本語教育 の充実が課題となります。

●情報提供について

- ・技能実習生からの移行が可能な「特定技能」が創設されたことにより、本市の活性化と 継続的な発展を担う貴重な人材としての外国人市民の存在が注目されますが、在留が長 期化すると、子育てや教育についての不安発生が避けられない現状があります。
- ・医療機関でのコミュニケーションに不安を感じたり、行政サービスに関する説明が難しいと感じたりしている外国人市民が、依然として多い状況が続いており、とりわけ、緊急時や災害時における情報提供に不安が残ります。
- ・外国人市民が増加している中、多言語や「やさしい日本語」による外国人市民への情報 に取り組んでいるものの、まだ、十分とはいえない状況にあります。
 - ⇒ 外国人が不安を感じている分野の情報提供を強化するとともに、情報ニーズの変化への対応をどのように進めていくかが課題となります。

●キーパーソンについて

- •「多文化共生」の推進のため、外国人市民と日本人市民はもとより、異なった国籍を持つ 外国人市民間での相互理解の促進が不可欠です。
 - ⇒ 各々のコミュニティのリーダーとなる人材を発掘、育成し、コミュニティをつないでいくことが課題となります。

●労働環境について

- 差別を感じる外国人市民が一定数存在し、その多くが差別の場面として職場を上げていることから、職場でのコミュニケーションや待遇面など、仕事面で多くの不安を抱える 外国人市民への対応が課題となります。
 - ⇒ 安心して働ける労働環境の確保に向け、労働行政に携わる機関や、経済団体、監理 団体等との連携が課題となります。

《改定の視点》

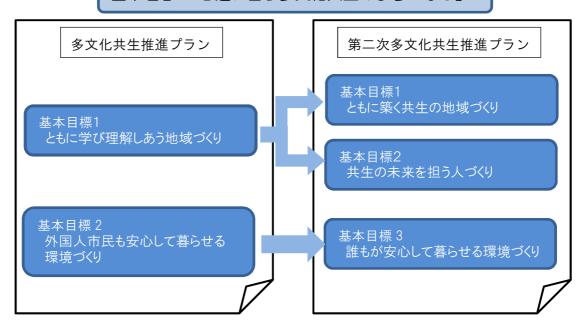
(1)「基本目標」の改定

「多文化共生推進プラン」の改定にあたり、基本目標の見直しを行います。

これまでの「ともに学び理解し合う地域づくり」と「外国人市民も安心して暮らせる環境づくり」の2つの基本目標で示す「地域づくり」と「環境づくり」の2本の柱に、多文化共生社会の将来を見据えての「人づくり」の視点を加えた3本の柱を基本目標として、プランを推進していきます。

基本目標を3つにすることで、3つの側面からのアプローチが可能となり、目標の 達成に向け、より多角的に施策を体系づけ、効果的にプランを推進していくことが期待 できます。

基本理念:「心通い合う多文化共生のまち ふじ」



(2)「施策の方向性」の導入と「施策」の細分化

本プランでは、3つの基本目標の下に、「施策の方向性」を設け、その下に、「施策」とそれぞれの「取組」をより明確に体系づけることとします。

(3)「重点施策」の設定

本プランでは、課題の整理を踏まえた上で、きめ細かく、重点的にプランを推進していくため、「施策」の中から重要なものを「重点施策」として位置付けることとします。

第3章

第二次多文化共生推進プランの考え方

1 基本理念

「心通い合う多文化共生のまち」ふじ」

「国際化推進プラン」、「多文化共生推進プラン」の基本理念を継承し、文化や生活習慣等の違いを越えて、互いを理解し、尊重し、外国人市民も日本人市民もともに地域の生活者として、心を通わせ仲良く暮らせる多文化共生社会を目指します。

2 基本目標

(1) ともに築く共生の地域づくり

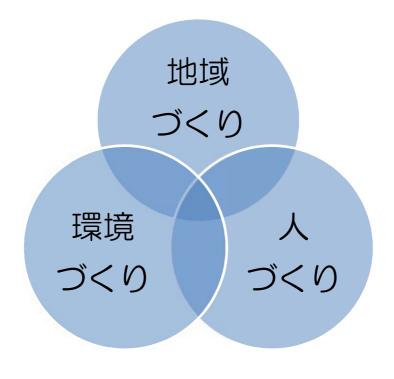
国籍、言葉、文化、習慣の違いを越えて、外国人市民も日本人市民も気軽に声を掛け合 える土壌を培うため、交流の機会を増やすことに努めます。

(2) 共生の未来を担う人づくり

外国人市民も、ここで暮らす一人の生活者として、また労働者として本市の活性化と継続的な発展を担う貴重な存在です。また、日本人市民との相互理解も不可欠です。 共生を担う人を育てる視点から取組を実施します。

(3) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

文化や習慣、言語の違いなどによりハンデのある外国人市民も安心して市民生活が送れるよう、引き続き環境の整備を行います。



3 プランの体系

【基本目標】

基本目標1

基本目標2

未来を担う

基本目標3

誰もが

暮らせる

【基本理念】 ·理 念 心 通 合 う多 文 化 共 生 \mathcal{O} ま ち

【施策の方向性】と【施策】

1-1「多文化共生・相互理解の推進」

- 1-1-1 国際交流ラウンジ(FILS)を拠点とした多文化共生の推進
- 1-1-2 地域における相互理解の促進
- 1-1-3 交流事業による多文化共生意識の浸透

1-2「外国人市民の地域参画の促進」

1-2-1 町内会活動や地域活動への参加促進

重点 1-2-2 外国人市民との協働の推進

2-1「コミュニケーション能力の向上」

重点 2-1-1 外国人市民の日本語学習環境の強化

2-1-2 日本人市民への「やさしい日本語」の普及 及び外国語学習機会の提供

2-1-3 外国人児童・生徒への学習支援

2-2「国際感覚・異文化理解の向上」

2-2-1 若い世代への異文化理解教育の推進

重点 2-2-2 多文化共生の担い手(キーパーソン)の育成

3-1「防災対策の推進」

「点」3-1-1 多言語等による防災関連情報や緊急情報の提供

3-1-2 外国人市民の防災意識の向上

3-1-3 災害時の支援体制の整備

3-2「生活相談等の行政サービスの充実」

3-2-1 通訳・相談体制の整備

3-2-2 くらしのルールの理解促進

3-2-3 多言語・「やさしい日本語」による行政サービスの充実

3-3「関係機関等との連携」

^{重点} 3-3-1 <mark>就労及び労働環境の整備</mark>

3-3-2 関係機関等との連携の強化

















第4章

施策の展開

現状と課題及び、「多文化共生推進プラン」の評価を踏まえ、同プランに一部修正を加え「第二次多文化共生推進プラン」を策定しました。

なお、前プランの取組は58でしたが、その内の9つの取組について一部内容を変更したほか、2つの取組を一つに統合した上で、新たな取組26を加えた79の取組により、本プランを構成します。

改

内容の一部を変更した取組



新規の取組

~ 基本目標1 ~ ともに築く共生の地域づくり

1-1 多文化共生・相互理解の推進

「ともに築く共生の地域づくり」の実現に向けて、国際交流ラウンジ(FILS)の運営や交流イベントの開催など、お互いの文化の違いを理解しあう機会の提供に努めるとともに、その活動を市内の様々な地域に広げるため、市内各地区での交流事業の実施を進めます。

また、日本人市民の多文化共生意識の高揚につながる講演会等事業を実施します。

【 施策1-1-1 】

国際交流ラウンジ (FILS) を拠点とした多文化共生の推進







No.	取組	取組内容
1	国際交流ラウンジ(FILS)の 運営と周知	国際交流ラウンジ(FILS)運営協議会及び各部会(広報部会、支援育成部会、文化交流部会)を中心に多文化共生推進事業を展開し、本市の多文化共生推進の拠点として、外国人市民の支援及び外国人市民と日本人市民の交流の場を提供します。 広報ふじへの紹介記事の掲載、転入外国人市民へのパンフレット配布、報道提供、パネル紹介などを通じ、国際交流ラウンジ(FILS)の周知を図ります。
	 多文化共生推進員の活動の	タンノンドに3/00周紀を図りなす。 多文化共生推進員(国際交流ラウンジ(FILS)のボランティ
2	充実	ア登録者)の活動の充実を図ります。

【 施策 1-1-2 】 地域における相互理解の促進







No.	取組	取組内容
	まちづくりセンター等にお	各地区まちづくりセンター等において、異文化理解を目的
3	ける異文化理解を目的とし	とし、様々な年齢層を対象に語学講座、料理教室、民族舞
	た事業の実施	踊の講座等を開催します。
4		地域団体や地域の外国人市民等との協働により、地区まち
	地域における交流事業の促	づくりセンター等を会場に交流事業を実施することで、相
新	進	互理解推進の活動を市内全域に広げます。

【 施策1-1-3 】 交流事業による多文化共生意識の浸透







No.	取組	取組内容
5	国際交流フェアなどの交流イベントの開催	富士市国際交流協会と連携し、国際交流フェアなどの交流イベントを開催します。
6	多文化共生意識の啓発	お互いの違いを認め、理解し合う多文化共生社会の実現に 向け、市民意識調査を実施するほか、様々な場面で多文化 共生意識の啓発に努めます。

1-2 外国人市民の地域参画の促進

「ともに築く共生の地域づくり」の実現に向けて、外国人市民の地域活動への参加を促進し、 外国人市民の意見を反映できるしくみの構築に努めるとともに、外国人市民の活躍の場を広げ、 ともに地域活動を担うパートナーとして協働を推進します。

【 施策 1-2-1 】 町内会活動や地域活動への参加促進







No.	取組	取組内容
		外国語翻訳版や「やさしい日本語」で作成した「町内会(区)
		加入等」の資料、地区行事の案内等を配布し、外国人市民
7	町内今(区)への加了、行吏	への情報の提供に努める一方、多言語翻訳版の資料や「や
	町内会(区)への加入・行事	さしい日本語」の地域住民への周知を図り、使用を広めま
改	への参加の促進	す。また、まちづくり協議会の構成団体等と協力し、滞在
		期間の長短に関わらず、外国人市民の地域活動への参加を
		促します。

No.	取組	取組内容
		日本文化・社会への理解を促す活動として、国際交流ラウ
0	日本文化・社会に関する学	ンジ(FILS)において「日本の家庭料理教室」を開催します。
8	習機会の提供	また、「外国人のための日本語講座」の中で、日本の慣習や
		文化の学習機会を提供します。

【 施策 1-2-2 】 外国人市民との協働の推進









No.	取組	取組内容
	外国人市民の意識調査の実	イベントなどでのアンケートを通し、外国人市民のニーズ
9		を調査し、外国人市民との協働によるまちづくりに生かし
	טע	ます。
		国際交流ラウンジ(FILS)や各地区まちづくりセンター等で
10	異文化理解講座の講師など	開催する異文化理解講座・語学講座への講師としての参加
10	への外国人人材の起用	や、各種協議会等への参画を進めることで、外国人市民と
		の協働によるまちづくりを推進します。
		様々な国籍のリーダー的存在の人物を中心に、異文化交流
11		等に興味のある人材を集め、定期的に連絡会を開くこと
TT.	外国人市民連絡会の開催	で、多文化共生の担い手(キーパーソン)となる人材の発
利	新	掘、育成に努めます。また、滞在期間の短い技能実習生等
		にも、積極的な参加を働きかけます。

~ 基本目標2 ~ 共生の未来を担う人づくり

2-1 コミュニケーション能力の向上

「共生の未来を担う人づくり」の実現に向けて、外国人市民の日本語学習を支援するとともに、日本人市民への「やさしい日本語」の普及や外国語の学習機会の提供により、コミュニケーションの円滑化を図り、国籍や言語のバリアフリー化を進めます。

また、外国人児童の就学を促進するとともに、学習環境の整備を行い、将来にわたってのコミュニケーションの不安の解消につなげます。

【 施策 2-1-1 】 外国人市民の日本語学習環境の強化













No.	取組	取組内容
110.	3///191	「外国人のための日本語講座」を開催します。また、国際
12	外国人市民への日本語学習	交流ラウンジ(FILS)において、日本語ボランティアと外国
	機会の提供	人市民が一対一で日本語学習を行う「日本語クラス」や、
		グループ学習を開催します。
		日本語学習ボランティア等と協力し、地区まちづくりセン
13	日本語学習会場の地域への	ター等の地域の施設を利用して学習会場の地域への分散
新	分散	化を図ることで、外国人市民の日本語学習に対する様々な
		希望への対応に努めます。
		より多くの外国人市民に、日本語学習の機会を提供するた
14	オンラインによる日本語学	め、学習を希望する外国人市民が都合のよい時間に学習で
新	習システムの活用	きるよう、国が実施するオンラインによる日本語学習シス
		テムの情報を提供し、利用を促進します。
		外国人市民の日本語学習を支援するため、日本語学習ボラ
15	日本語学習ボランティアの	ンティアを育成し、増員を図ります。また、ボランティア
改	活動の充実	同士の意見交換ができる環境づくりを進め、活動の充実が
		図れるよう努めます。
		地域の日本語教育に関わる日本語教室、日本語教育機関、
16	日本語教育に関わる団体及	企業、ボランティア市民及び富士市国際交流協会等と連携
新	び企業等との連携	し、協力しあって、外国人市民の日本語学習を支援します。
*//	5 <u></u>	

【 施策 2-1-2 】 日本人市民への「やさしい日本語」の普及及び外国語学習機会の提供





No.	取組	取組内容
		地域、職場での外国人市民、日本人市民のコミュニケーシ
17	「ゆナ」ハロナきゃしもの	ョンの円滑化をはかり、地域活動への参加を促進するとと
' '	「やさしい日本語のしおり (町内会用・企業用)」の作	もに、職場でのコミュニケーションの不安を解消するた
改	成と普及	め、地域、職場、それぞれで活用できる富士市独自の「や
	以こ日以	さしい日本語のしおり」を作成し、地域や職場での「やさ
		しい日本語」の普及に努めます。
18	口木人本民向比以因药港应	異文化理解を進めるとともに、外国人市民とのコミュニケ
	日本人市民向け外国語講座の実施	ーションの円滑化を図るため、日本人市民向けに実施する
新	の実施	外国語講座の充実を図り、若い世代の参加を促進します。
19		外国人市民の窓口での不安を解消するため、職員を対象と
19	職員の「やさしい日本語」の 使用推進	した講座等を実施するなど、職員への「やさしい日本語」
新		の普及、使用の推進を図ります。また、外国人市民にわか
和儿		りやすい記載方法や表現の使用に配慮します。

【 施策 2-1-3 】 外国人児童・生徒への学習支援









No.	取組	取組内容
20	小中学校への外国人児童・ 生徒指導協力者の派遣	日本語指導が必要な児童・生徒の編入後の初期指導・支援を行います。また、必要な児童・生徒には、継続支援を行
		います。 母語による支援の希望がある学校に、ポルトガル語、スペ
21	外国人児童・生徒適応指導 教室の開設による学習補	イン語、フィリピン語、中国語の支援員の派遣を行います。
改	助、保護者の相談対応	また、外国人児童・生徒適応指導教室として、吉原小学校 と富士見台小学校の国際教室を継続します。
	 保護者懇談会や進学ガイダ	と
22	ンスなどによる情報提供	が国人元重・主体の保護者を対象に、保護者総談会や進子がイダンスを開催します。
00	外国人学校への支援	ブラジル人子弟の教育の充実のため、学校法人神和学園工
23		スコーラフジへの支援を行います。
	学習サポート	コーディネーターとボランティアによる外国人児童への
24	センターの運営	学習支援及び地域との交流事業を実施します。また、学習
		サポートセンターの再編を含め、ニーズに応じた見直しを
		図ります。

No.	取組	取組内容
	外国人児童へのボランティ	地域の市民ボランティアが外国人児童に夏休みの宿題な
25	アによる学習支援	どを教える学習支援事業を行います。
	外国人の子どもの就学状況	定期的に外国人の子どもの就学状況を調査し、未就学の子
26	の把握及び就学の促進	どもを持つ家庭に働きかけることで就学の促進につなげ
		ます。また、就学年齢に達する前の段階から、保護者の就
新		学への意識を高めるよう、様々な場面でPRを実施しま
		す。

2-2 国際感覚・異文化理解の向上

「共生の未来を担う人づくり」の実現に向けて、若い世代の国際感覚の向上や異文化相互理解の促進のため、教員を対象とした各種研修等を実施し、小中学校教員の指導力の向上を図ります。また、海外派遣やオンラインを活用した海外との交流などにより、交流国際理解教育を推進します。

【施策 2-2-1 】若い世代への異文化理解教育の推進







No.	取組	取組内容
		小学校教員の指導力向上のため、ALT による教員対象の英
	小中高等学校における英語	会話講座を実施します。ALT 相互の実践研修を実施しま
27	教育を通じての異文化理解	す。小中高等学校での ALT による英会話活動を実施する
	教育の推進	ことで、小中高生の英語力の向上及び異文化理解の向上を
		図ります。
	高校生を対象とした異文化 理解教育の推進	海外探究研修の実施や、オンラインを活用した海外滞在者
28		との交流など、高校生が異文化に触れ、国際感覚を養う機
		会を提供します。
	児童・生徒及び保護者を対 象とした異文化理解講座の 実施	小中学校での教育活動の一環として、児童・生徒が異文化
29		に触れる機会を設け、保護者にも参加を促すとともに、
20		PTA が主催する講演会等の講師として、異文化理解の視
新		点を持った人材を紹介します。また、国際理解の推進を目
		的に実施する各種講座等への児童・生徒の参加を促進しま
		す。
30	青少年による異文化交流の	海外の文化や人に直接触れることで、異文化への理解を進
	実施	め、国際感覚を身につける機会を提供するため、青少年を
		友好・姉妹都市をはじめとする海外諸都市へ派遣します。

【 施策 2-2-2】 多文化共生の担い手(キーパーソン)の育成









No.	取組	取組内容
11	外国人市民連絡会の開催 1	様々な国籍のリーダー的存在の人物を中心に、異文化交流
٦		等に興味のある人材を集め、定期的に連絡会を開くこと
新		で、多文化共生の担い手(キーパーソン)となる人材の発
【再掲】		掘、育成に努めます。
31	地域の担い手の発掘と育成	外国人市民との協働によるまちづくりを推進するため、地
		域と連携し、多文化共生推進の担い手となる外国人市民・
31		日本人市民双方の人材の発掘に努めます。また、課題解決
		に必要な施策を行政や地域とともに考え取り組むことで
改		人材を育成します。
		加えて、外国人人材の把握に努め、「外国人市民人材リス
		ト」の作成に着手します。

~ 基本目標3 ~ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

防災対策の推進 3-1

「誰もが安心して暮らせる環境づくり」の実現に向けて、災害時等の緊急事態に、情報の不 足から弱者となりうる外国人市民に向けての多言語による関連情報の提供を拡充します。

また、日本人市民とのコミュニケーションの推進のため、地域防災訓練への参加の促進を図 るとともにボランティア通訳の確保に努めます。

【 施策 3-1-1】 多言語等による防災関連情報や緊急情報の提供 重 点







No.	取組	取組内容
32	多言語版の防災冊子等の配 布	多言語による防災冊子を「はっぴーらいふぱっく」(生活オリエンテーション資料等)の一部として転入手続きの窓口及び国際交流ラウンジ(FILS)にて配布します。また、外国人向け災害用携帯リーフレットを、国際交流ラウンジ(FILS)等で配布します。
33	外国人市民を対象とした防 災講座の実施	外国人市民を対象とした防災講座を実施します。
34	「やさしい日本語」や多言語による災害情報・緊急情報の提供	「やさしい日本語」や多言語により、災害情報・緊急情報を提供します。 外国人市民にコミュニティ FM 局「Radio-f」の周知を図ります。
35 新	防災アプリの普及	災害時及び緊急時に外国人市民が情報を入手する手段として、多言語による防災アプリの普及を推進します。

【 施策 3-1-2】 外国人市民の防災意識の向上





No.	取組	取組内容
36	外国人市民の地域での防災 訓練への参加の促進	国籍等の違いを越え、共に助け合える地域づくりのため、
		「やさしい日本語」を通して、居住する外国人市民に防災
		訓練への参加を促します。
37	防災イベントへの外国人市 民の参加の促進	ふじ Bousai 等の防災イベントへの外国人市民の参加を促
新		し、防災意識の向上を図ります。
利	氏の多加の促進	

【施策 3-1-3】災害時の支援体制の整備







No.	取組	取組内容
38	ボランティア通訳の確保	災害時にボランティア通訳・翻訳者となれる人材の確保に
36		努めます。
39	カロノナゼフニュフリの軟	災害発生後、ただちに外国人市民が必要とする情報を提供
	外国人支援マニュアルの整	し、支援体制を確立できるよう、災害時対応用の運営マニ
新	備	ュアルを作成、整備します。
1.0		災害発生時、避難所等で、外国人市民が日本人市民と同様
40	外国人支援ツールの活用法	に生活が送れるよう、指さし等で意思確認ができるツール
新	の周知	を用意し、必要時に確実に使用できるよう準備するととも
		に、活用方法の周知を図ります。

3-2 生活相談等の行政サービスの充実

「誰もが安心して暮らせる環境づくり」の実現に向けて、通訳や相談体制の整備に努めます。 また、様々な場面で、多言語による行政サービスの提供を進め、医療や健康に関しても多言語 による対応を充実させます。

【 施策 3-2-1】 通訳・相談体制の整備







No.	取組	取組内容
41	学校などで通訳を行う市民通訳制度の実施	学校などに外国語通訳支援員を派遣します。
		制度の周知に努めるとともに、通訳支援員の増員を含め、
		一層の充実を図ります。
		外国語を話せる言語スタッフを配置するとともに、タブレ
42		ット PC を設置し、外国人市民からの生活相談、外国人市
		民からの通訳、翻訳依頼に対応します。
	母語による生活相談・通	〇国際交流ラウンジ(FILS):交流プラザ内
	訳・翻訳の実施	外国人市民からの生活相談・通訳・翻訳依頼への対応
		〇外国人相談窓口:市役所内
		外国語通訳による外国人市民からの市の業務
		に関する相談への対応

No.	取組	取組内容
43	家庭児童相談室における外 国人児童に対する相談対応	保護者の子育てに関する悩みや相談、子ども自身の悩みに加え、経済的支援も含めた幅広い相談に対応するため、家庭相談員・ケースワーカーがアドバイスする他、必要に応じて他機関の専門相談の紹介を行います。また、通訳やタブレットPCの翻訳機能を活用し、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民との相談を、円滑に迅速に行えるよう努めます。
44	DV (ドメスティック・バ イオレンス) に関する相談 対応	外国人市民からのDVに関する相談に対し、より細かな支援体制の構築に努めます。また、外国人市民に対する支援マニュアル等を整備します。
45	中央病院での通訳体制の整備	ポルトガル語通訳者を配置し、ポルトガル語圏の患者の通院・入院をサポートするとともに、24 時間体制での機械通訳及び3 者同時通訳が可能な多言語医療通訳タブレットPCを導入し、外国人患者の受診に対応します。また、必要に応じ、支払い相談等にもタブレットPCを使用し、患者が言葉による不便を感じずに、安心して治療が受けられるように支援します。
46 新	多言語対応が可能な医療機 関の情報提供	外国人市民が安心して医療機関を受診できるよう、ICT技術の活用を含めた多言語による対応が可能な医療機関の周知等に努めます。

【 施策 3-2-2】 くらしのルールの理解促進





No.	取組	取組内容
	町内会(区)や企業等との 情報連携	町内会(区)や企業等と連携しながら、外国人市民向け
47		の生活オリエンテーション用 DVD の紹介など情報提供の
		充実を図ります。
40		ごみのカレンダー及びごみの分け方便利帳の多言語版の
48	多言語によるごみの出し方	配布や説明会の実施、スマートフォン用ごみ分別アプリの
改	等の情報提供の充実	多言語対応等を継続し、ごみに関するルールの周知に努め
		ます。
	国民年金への加入促進・制度の周知	日本年金機構と情報共有し、外国人市民を含めた国民年金
		未加入者に対し加入促進・制度の周知を行います。
		また、外国人市民の年金加入者からの、年金保険料の免除
49		や給付についての相談を受け付けるため、「やさしい日本
		語」を使用しての説明に努めます。
		日本年金機構が作成する様々な情報について、多言語版パ
		ンフレットを配布します。

No.	取組	取組内容
	国民健康保険制度の周知	加入脱退手続きを含めた国民健康保険の制度を周知する
50		ため、多言語版のパンフレットを作成し、窓口に配架しま
		ਰ.
		税金の内容、納期、納付方法を多言語で説明するQRコー
E4	発送文書の多言語化による 納税への理解の促進	ドを市税納税通知書に印刷し、送付することで、市税への
51		理解を促します。
改		また、市税滞納者に対し発行する催告書などの多言語版を
		作成、発送することにより、外国人市民の納税への意識の
		向上を図り、市税滞納の解消につなげます。
	交通安全教育等の推進	外国人市民に対し、日本の交通ルールやマナーに関する知
52 新		識の普及による交通事故防止を目的として効果的な交通
		安全教育を推進するとともに、外国人市民を雇用する企業
		に対しても交通安全教育を推進していきます。

【 施策 3-2-3】 多言語・「やさしい日本語」による行政サービスの充実







No.	取組	取組内容
	ラジオ放送番組を通じた多 言語による情報提供と番組 の周知	外国人市民の出演による外国人市民向けのラジオ放送番
53		組「Happiness」の周知を行い、番組内で多言語による情
55		報を提供します。また、急増するベトナム人等に向け、ベ
		トナム語の放送の実施について検討します。
		「はっぴーらいふぱっく」を転入手続き時などに配布しま
54	多言語版生活ガイドブック	す。
04	の充実と配布	必要に応じ提供する情報を精査し、内容の充実を図りま
		す。
	多言語ウェブサイトの充実 と周知	多言語の市のウェブサイト「外国語のページ」の充実を図
		ります。
55		「INFO BOX F」(冊子版) を作成、「はっぴーらいふぱっ
		く」に同封し、外国人相談窓口や国際交流ラウンジ(FILS)
		のイベント時など、様々な機会に配布し周知を図ります。
	図書館における外国語図書の充実と利用の促進	外国語図書の収集に努め、蔵書の充実を図ることで、図書
56		の活用による外国人市民、日本人市民の相互理解を進めま
		ਰ 。
57	市営住宅の入居に関する情	市営住宅へ入居を希望する外国人市民へ、募集の案内等を
31	報提供	必要に応じて多言語化し、配布します。

No.	取組	取組内容	
58	法律や相談窓口等を紹介し	国や県から配布される多言語による「男女共同参画パンフレ	
	た多言語パンフレット等の	ット」、「DV (ドメスティック・バイオレンス) に関するパン	
	配布	フレット」を国際交流ラウンジ(FILS)で配布します。	
59	特定健康診査特定保健指導	すべての特定健診実施機関に外国人市民用の多言語版の	
	の実施時における外国人市	質問票を配布します。	
	民への配慮		
		がん検診について、よりわかりやすい内容を、多言語ラジ	
60	各種がん検診等の実施時に	才番組内で紹介します。	
	おける外国人市民への配慮	検診ガイドの内容については国際交流ラウンジ(FILS)でも	
		通訳を行います。	
		多言語版の母子健康手帳を交付します。また、外国人妊産	
61	外国人妊産婦への配慮	婦への対応に際し、ICT を活用し、多言語による対応を進	
		めます。	
		保健事業の対象となる外国人保護者には、外国語通訳支援	
62	乳幼児を持つ外国人家庭へ	員派遣等により、個別に対応します。	
02	の健診時等における配慮	乳児家庭訪問時に、多言語版の予防接種説明書、予防接種	
		予診票を持参し、予防接種事業について説明します。	
63	予防接種予診票の多言語版	多言語版の予防接種予診票を、フィランセ窓口や集団予防	
	の配布	接種会場、各予防接種実施医療機関で配布します。	
		日本語の理解が困難な外国人保護者に対し、外国語通訳支	
		援員派遣及び自動翻訳機により、意思の疎通を図ります。	
	保育園や幼稚園・認定こど	また、通知などは、ローマ字、多言語、ふりがな、「やさし	
64	も園における言語や生活習	い日本語」等、状況に合わせた対応を実施します。入園、	
	慣の違いに配慮した対応	緊急時、行事等の案内は、英語、ポルトガル語、スペイン	
		語のものを作成します。園児への対応について、各園で情	
		報を共有して活用します。	
	中央病院での院内表示等への配慮	ポルトガル語版を作成済みの文書について、原文(日本語	
		版)の修正等に合わせて適宜変更を実施します。	
65		また、受付窓口に英語による表記を追加するとともに、院	
		内掲示物や患者向けの書類等への「やさしい日本語」表記	
		の導入の検討を行います。	
	 119 番通報での多言語対 応の実施	外国人市民からの 119 番通報への円滑な対応に向け、多	
66		言語による三者通話システム、救急隊用多言語音声翻訳ア	
	טעייי ייטיי	プリ(救急ボイストラ)の使用を進めます。	
	救急医療センターにおける 対応	外国語による救急対応カードの診察室への設置、外国人市	
67		民の国籍別利用者数の把握、センター内掲示物の多言語表	
	יטיז ביי	示を継続して実施します。	

No.	取組	取組内容	
68	税証明交付申請案内、申請 書類等の多言語化	在留期間の更新手続きなどのために、所得課税証明書や 市民税の納税証明書を取得する外国人市民が増えている ことから、税証明の交付申請にかかる案内(チラシ、ウ ェブサイトなど)や申請書類(申請書、委任状など)の	
		多言語化を図ります。	
69 新	介護保険制度の多言語化の 推進	今後、高齢化が進む外国人定住者が、安心して介護サービス等を利用できるよう、介護保険制度の説明資料等の多言語化に取り組みます。	
70 新	まちづくりセンターにおけ る外国人市民対応の充実	まちづくりセンターへ来訪する外国人市民への対応の充実を 図るため、INFO BOX を更新し、窓口に配置します。	
71 新	ICT を活用した多言語対応 の充実	日本語での会話に不安のある外国人市民の窓口対応を円滑に行うため、タブレットPCの翻訳機能を活用できるよう、庁内各課への貸し出しを行います。	
72 新	各種通知発送時の外国籍世 帯への配慮	各課から、市民宛に通知を発送する際、外国籍世帯に発送する通知には、多言語及び「やさしい日本語」による案内や、問い合わせ先として、国際交流ラウンジ(FILS)、外国人相談窓口を案内する文書を同封します。	

3-3 関係機関等との連携

「誰もが安心して暮らせる環境づくり」の実現に向けて、地域とともに外国人市民の日常に最も近い存在である企業をはじめとする関係機関との連携を図ることで、労働環境を含め、外国人市民が暮らしやすい環境の整備に努めます。

【 施策 3-3-1 】就労及び労働環境の整備













No.	取組	取組内容
73	ハローワーク等との連携に よる就労支援	外国人市民の就労に関する情報提供に努めます。 ハローワーク富士にある「外国人雇用サービスコーナー」 を紹介します。

No.	取組	取組内容	
		2017 (平成29) 年度より、「様々な理由で働きたくても	
		働くことができない状態にある全ての人の就労を支援す	
74		るユニバーサル就労推進事業」の取組の中で、外国人市民	
	ユニバーサル就労の推進	に対しても支援を継続していきます。	
新		また、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民	
		からの相談に対応するため、多言語対応タブレットPCの	
		活用を進めます。	
	外国人雇用企業向け研修の	職場での差別を感じる外国人市民をなくし、安心して働け	
75	実施	る職場環境を整備するため、外国人市民を雇用する企業を	
新		対象に「やさしい日本語」講座や異文化理解の講座などを	
		実施します。	
76	経済団体・監理団体等との	経済団体・監理団体等と連携し、職場での差別を感じる外	
	連携による外国人労働者の	国人市民をなくすなど、安心して働ける職場環境の整備に	
新	支援	努めます。	

【 施策 3-3-2】 関係機関等との連携の強化











No.	取組	取組内容	
77 新	出入国在留管理庁と国際交流ラウンジ(FILS)の連携による情報提供の充実	在留資格等の外国人市民の生活に密接にかかわる国の機 関である出入国在留管理庁から、様々な情報を収集し、外 国人市民からの相談対応に役立て、外国人市民の支援を行 います。	
78	各種関連会議への積極的参 加による情報交換の実施	国、県や各種関係団体が開催する会議に、積極的に参加し、 国内及び県内の外国人市民の現状や外国人支援に関する 情報の収集及び様々な情報の交換に努めます。	
79	転入・転出などの住民異動 の手続きの効率化	外国人市民(主に技能実習生)の住所変更手続きのため、 企業の担当者とともに一度に複数名の異動者が来庁する 際には、事前にメール等で異動者の情報の提供を受け、書 類を作成しておくことで、来庁時の待ち時間の短縮化及び 窓口の混雑の緩和が期待できることから、富士市ウェブサ イトへの掲載等により、さらに多くの関係機関に情報発信 していきます。	

※ 多言語による対応は、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、スペイン語、 英語の6ヶ国語を原則としていますが、取組によっては、国、県等により、上記の6ヶ 国語に加え、他の言語での対応が実施されているものがあります。

また、外国人市民の多国籍化に伴い、ICT を活用することで、上記以外の言語についても、対応に努めています。

数 値 目 標

基本目標	内 容	2019 (令和元) 現状値	2026 (令和 8) 目標値
	国際交流ラウンジ(FILS)の認知度 ・日本人市民 ・外国人市民	21.0% 43.4%	50% 70%
基本目標1	*国際交流ラウンジ(FILS)の来場者数	6,533人	8,000人
ともに築く	新 外国人市民連絡会参加者の国籍数		10 ヶ国
共生の 地域づくり	「多文化共生」を言葉の意味も含めて知ってい る人の割合	28.3%	50%
	外国籍の知人や友人がいる人の割合	28.8%	40%
	外国人に対してよい印象を持っている人の割 合	36.8%	50%
	*日本語学習を希望する外国人市民への日本語学習機会提供の割合	98.5%	100%
基本目標2	制市が実施する日本語学習の利用者数	_	250人
共生の未来を担う	*日本語ボランティアの活動者数	72人	100人
人づくり	「やさしい日本語」の認知度	43.1%	50%
	新 外国人市民人材リストへの掲載数		50人
	*外国人市民の地域での防災訓練参加者数	262人	400人
基本目標3	富士市に住みづつけたいと思う外国人市民の 割合	71.0%	90%
誰もが 安心して	多言語による情報提供媒体の利用度 ・外国人市民向けラジオ番組「Happiness 聴取率	5.1%	10%
暮らせる 環境づくり	・市ウェブ サイト 「外国語のページ」 閲覧率	10.8%	20%
垜児 ノヘリ	新 職場で差別されていると感じている人の 割合	59.8%	30%

⁽注)原則、5年ごとに実施する市民意識調査の結果を現状値としているため、本プランでの 現状値は2019(令和元)年度実施の調査の結果とする。

^{*}の付された項目については、最新年度の実績を現状値とするが、本プランでは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2019(令和元)年度の実績を現状値とする。

第5章

推進体制の整備

1 推進体制

基本理念である『 心通い合う多文化共生のまち ふじ 』の実現に向け、外国人市民、日本人市民、地域、市民ボランティア、国際交流団体、企業、教育機関等と連携を図りながら富士市の多文化共生の推進を図ります。

また、「富士市多文化共生推進庁内連絡会」において全庁的な連絡調整を図り、関係部署の連携体制を強化します。

さらに、国、県をはじめとした、関係行政関等との連携により、効果的な協働体制の構築 に努めます。

2 計画の進捗管理

本プランの推進に当たっては、多文化共生推進に係る新たな情報の収集や情報提供を行いながら、市民のニーズを的確に把握し、関係部署間において協議・意見交換等を実施し、必要に応じて施策に反映します。

また、本プランの進捗管理は、富士市多文化共生推進庁内連絡会を中心として、プランに基づく取組実績を点検・評価します。その結果をもとに、改善につなげることで、「PDCA(計画―実行―評価―改善)サイクル」の実効性を高めていきます。

3 各主体の役割

外国人市民・日本人市民

外国人市民・日本人市民双方が、互いの文化や人権を尊重し、相互理解に努めることが 求められます。

国籍、民族、文化のちがいに関係なく、その地域に暮らす住民全てが地域社会の一員であると認識し、積極的に地域活動等に参画することが求められます。

地域コミュニティ

町内会(区)は、最も生活に密着したコミュニティであり、地域における多文化共生の 推進に重要な役割が期待されます。

町内会(区)のようなコミュニティを持たない国もあることから、行政等と連携しながら、町内会(区)の役割などについて、外国人市民の理解を促すことが必要です。

ボランティア団体・NPO 団体

それぞれの団体がこれまで培ってきた国際交流やボランティアに関するノウハウやネットワークを有効に活用し、情報収集を行い、地域のニーズを把握し、それに適した活動を展開することが期待されます。

国際交流協会

多文化共生についての見識のある市民や団体が加入する組織である国際交流協会は、 多文化共生推進の中心的な担い手となり、行政との橋渡し役として、多文化共生の啓発活動、異文化交流事業などの一層の充実を図ることが期待されます。

また、ホームステイの受入れ、国際交流フェア、日本語スピーチコンテスト、語学講座の開催など、お互いの文化等のちがいを認め、理解し、ともに生きる多文化共生の意識を 培う取組のさらなる充実が期待されます。

教育 機 関

外国人児童・生徒が教育を受けるための環境の整備や、進学・就職に関する支援への取組が求められます。

国際交流等の活動を実施することで、若い世代の異文化への理解や、多文化共生に対する意識が培われます。

企業・事業所

労働者を雇用する立場から、国籍、民族、文化等のちがいにかかわらず、労働者の人権を十分に尊重するとともに、労働法令を遵守することで、企業としての社会的責任を果たすことが求められます。外国人市民にとって安全・安心な労働環境づくりや、日常生活における様々な課題の解決に向けて積極的な取組が期待されます。

国際交流ラウンジ(FILS)

本市に暮らす外国人市民の生活上の悩みや言語に関わる相談対応、多文化共生推進員 との協働及び日本語教育活動の拠点として外国人市民を支援するほか、各種交流イベン トの開催など多文化共生推進施策に取り組みます。